

令和3年度から対象者と補助金額が増えます！

南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業 をご利用ください

令和3年4月1日時点において65歳以下であり、以下のいずれかに該当する方

〈対象者〉

- (1) 町内在住者で高速道路を利用し、町外勤務先へ通勤する方
…………… 高速道路利用料の2分の1補助 (月上限 10,000円)
- (2) 町外在住者で高速道路を利用し、町内勤務先へ通勤する方
…………… 高速道路利用料の3分の1補助 (月上限 4,000円)

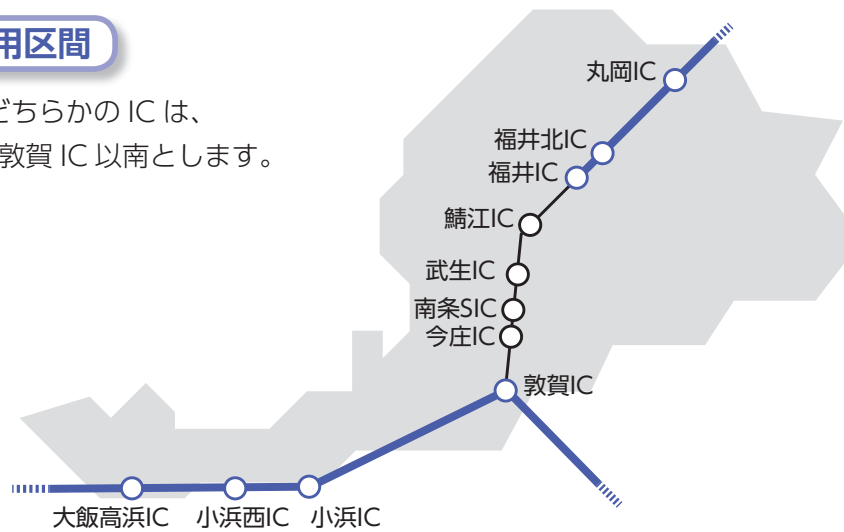
居住地最寄りIC～勤務地最寄りIC

〈対象区間〉

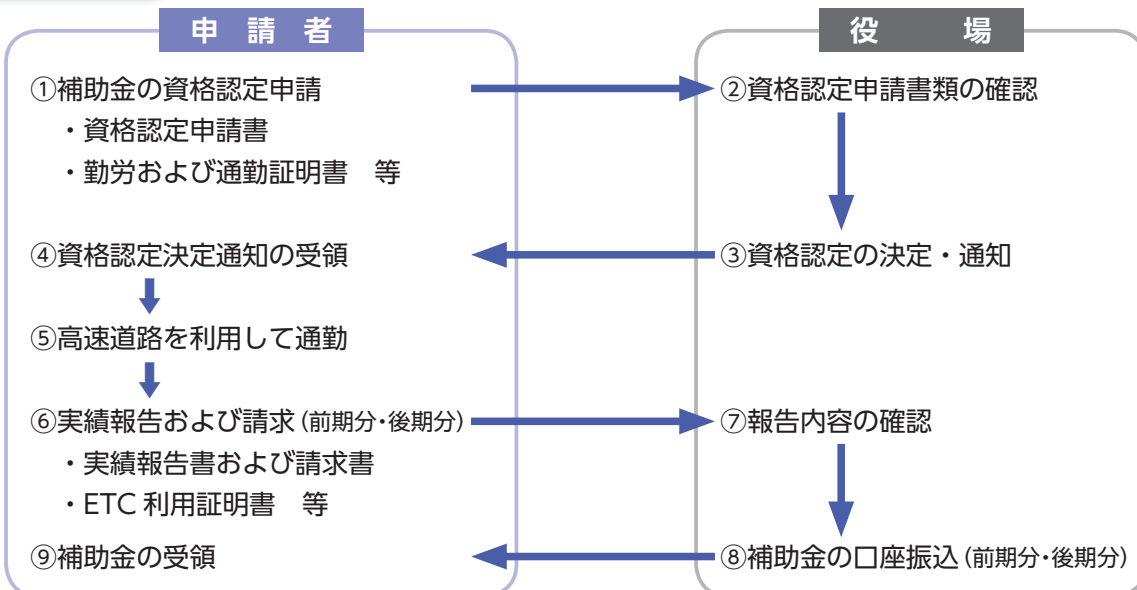
- (1)の方 勤務地最寄りICは、福井IC以北、敦賀IC以南とする。
- (2)の方 居住地最寄りICは、福井IC以北、敦賀IC以南とする。

高速道路利用区間

乗り降りするどちらかのICは、
福井IC以北、敦賀IC以南とします。



申請の流れ



- 4月～9月利用分 (前期分) は10月に請求し、10月～3月利用分 (後期分) は4月に請求してください。
- 申請書については町ホームページからダウンロードいただくか、総務課までお問合せください。

■問合せ 総務課 ☎ 0778-47-8000